

介護職員処遇改善加算について

1. 介護職員処遇改善加算の届出について

安八郡広域連合が指定する地域密着型サービスの事業所において、介護職員処遇改善加算を算定する場合、事業者は毎年度、安八郡広域連合に加算の届出及び実績報告を行う必要があります。また、当該届出に係る介護事業所に増減があった場合、就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る）した場合、キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合、加算率を変更する場合は、変更届の提出が必要です。

※加算の算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限のため、届出が遅れた場合は、遅れた月数分だけ加算の算定ができなくなります。

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所において、当連合ではこの加算を設定していません。

(1) 加算の届出時期

区分	算定を受けようとする月	提出期限
当年度分	当年4月1日から 翌年3月31日まで	当年2月末日（必着）
年度途中から算定する場合	算定開始月 （例）6月1日から	前々月の末日 （例）4月末日（必着）
就業規則（介護職員の処遇に関する内容に限る）を改正した場合 キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合（加算率変更なし）		変更後10日以内
年度途中での加算率の変更		介護職員処遇改善加算以外の加算と同じ

(2) 提出書類

- ・介護職員処遇改善加算届出書（←かがみ。職印を押印する様式のもの）
- ・介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）（←職印を押印）
- ・介護職員処遇改善加算届出書に係る自己点検シート

※必要に応じて、『介護職員処遇改善加算届出書』に記載された添付書類も提出してください。

※提出書類について、岐阜県で用意された様式を使用しても構いませんが、宛名は「安八郡広域連合長」に直してください。

(3) <補足>令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出について

『介護保険最新情報 Vol. 775（令和2年3月5日）』で、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順および様式例の提示について、通知が発出されました。

従いまして、令和2年4月から本加算を取得する場合の提出期限は、令和2年4月15日（水）とします（必着のこと）。

2. 介護職員処遇改善加算実績報告について

介護職員処遇改善加算を算定した介護サービス事業所は、次のとおり実績報告を提出してください。

(1) 提出期限

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（必着）

(2) 提出書類

- ・介護職員処遇改善実績報告書（←かがみ。職印を押印する様式のもの）
- ・介護職員処遇改善実績報告書（指定権者内事業所一覧表）
- ・介護職員処遇改善実績報告書（事業所・職員別賃金改善額年間実績表）
- ・『介護職員処遇改善加算総額のお知らせ』の写し（←県国保連合会発行）
- ・介護職員処遇改善実績報告書に係る自己点検シート

※必要に応じて、『介護職員処遇改善実績報告書に係る自己点検シート』に記載された添付書類も提出してください。

※提出書類について、岐阜県で用意された様式を使用しても構いませんが、宛名は「安八郡広域連合長」に直してください。

※加算の届出はしたが、当事業年度実績がなかった場合は、任意様式で結構ですので職印を押印の上、提出してください。